

私領十ヶ村中山境備有之に本年正月七日の卯
申より午後五時の流ありて翌朝停まり思ふに
なりけり此際起るべきは詫言もあらず事よ遠く
世に境より行て論所公邊よりいなり生執許状に

出羽國田川郡堀江村十丁十村同國羽
里八八村十丁十村同國羽

清和寺也山々多屋谷地柳車越之山溪寺也自新井
 爲谷中村至之河底美和谷川代國足垣川新田也急所
 外野中野川行金龜月谷地爲谷下中野有古郡柳之園許

越前川口代山、大五村入会して、山手方露田は納め、
少領手向村一同に入会し、山手方八領主合意降し、向村の
有地は一系内里境の、中津原を留め、段之と申す。わ
る向村との合意論不字、南庄下郷とて、往古より向村
百石あり、向村相里境内に給ひ、沙粒五斗、別々場所
を稱し、入会と申給ふ事、中之者論地就く決り、爲
積使市岡或部池田亮八郎始進令及、合意不和沙粒五斗
川代村の持場和万治年中、出入り刻松平伊豆守版板
之定書入会し、一言有る、生上請ふ、双方之間田畑交